

葛城市立小・中学校外国人英語指導助手（ALT） 派遣事業に係るプロポーザル実施要領

1. 業務概要

別紙仕様書を参照のこと

2. 契約期間

令和6年4月1日 から 令和11年3月31日（60ヶ月）

3. 見積限度額

令和6年度	22,605,000円（消費税及び地方消費税込み）
令和7年度	22,605,000円（消費税及び地方消費税込み）
令和8年度	22,605,000円（消費税及び地方消費税込み）
令和9年度	22,605,000円（消費税及び地方消費税込み）
令和10年度	22,605,000円（消費税及び地方消費税込み）
総額	113,025,000円（消費税及び地方消費税込み）

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第1項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと。）
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)であると認められる者

- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 葛城市の指名停止措置を受けていないこと

5. 参加資格審査

(1) 提出書類

葛城市の指名登録業者である場合は、下記①の提出のみで可とする。

- ① 参加申請書(様式第1号)
- ② 商業登記簿謄本(写し)又は履歴事項全部証明書(写し)・・・管轄の法務局で発行
- ③ 印鑑証明書(写し)・・・法務局で発行
- ④ 誓約書 兼 同意書
- ⑤ 事業者概要(任意様式)
- ⑥ 納税関係書類(発行から3ヶ月以内のもの)

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A:市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税(消費税及び地方消費税を含む)

【B:県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税(消費税及び地方消費税を含む)

【C:県外業者】

⇒国税(消費税及び地方消費税を含む)

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要

※市税の納税証明書は必ず原本(写し不可)を添付すること。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付すること。(指定様式以外の証明書不可)

(2) 提出期限

令和5年12月13日(水)17時(必着)

(3) 提出方法

持参もしくは郵送による

(4) 提出先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

葛城市教育委員会 学校教育課 TEL:0745-44-5108

(5) 質問の受付及び回答

質問期限 : 令和5年12月4日(月)13時

方法 : 別添の質問書様式に記載し、電子メールにより送信

送付先: gakkou-kyouiku@katsuragi.ed.jp

※件名を「葛城市小・中学校外国人英語指導助手(ALT)派遣業務に係る
プロポーザル 質問書の送付」とし、電話にて受信確認をすること。

回答予定 : 随時 ~ 令和5年12月6日(水)

6. 参加資格審査の結果通知

(1) 通知日 : 随時 ~ 令和5年12月15日(金)まで

(2) 通知方法 : 電話にて通知後、書類を郵送

7. 提出資料

(1) 提出資料

① 提案資料

- ・ 様式は任意とするが、用紙サイズはA4とする。
- ・ 別紙「評価基準」に示す各基準に対し提案内容を漏れなく記載し、各基準と提案内容が対比できるよう工夫すること。

② 見積書

- ・ 単年度経費および契約期間総額を記載した見積書
- ・ 見積書の宛名は「葛城市長」とし、税抜、税込価格をそれぞれ記載すること。

(2) 必要部数: 正本1部、副本7部

(3) 提出期限: 令和5年12月27日(水)17時

(4) 提出方法: 持参もしくは郵送による

(5) 提出先: 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

葛城市教育委員会 学校教育課 TEL:0745-44-5108

(6) その他

- ① 公平な審査を行うため、提案資料に提案事業者名を一切記載しないこと。提案事業者名が容易に連想可能である文言(商品・サービス名等)の記載も同様とする。
- ② 提出後の修正、変更は認めない。ただし、やむを得ない理由で葛城市が認めたものについてはこの限りではない。

8. 審査方法

葛城市小・中学校外国人英語指導助手(ALT)派遣事業に係るプロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会が審査を行う。審査は1次審査(書類審査)と2次審査(プレゼンテーション)に分けて行い、いずれも非公開とする。審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとする。

(1) 1次審査(60点満点)

提出資料②について、見積価格による採点を行う。

評価方法:下記により計算する。

- ・最低見積価格者の得点を60点とする。
- ・その他の者は下記計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

「点数=60点×(最低見積価格※1／見積価格※2)」

※1 最低見積価格:全提案者中最も低い見積価格

※2 見積価格:当該提案者の見積価格

(2) 2次審査(540点満点)

提案事業者による提出資料を用いたプレゼンテーションの内容に対し、各審査委員が評価基準に示す項目ごとに評価し、採点を行う。

① 実施場所:葛城市立當麻図書館 2階会議室

② 実施日時:令和6年1月16日(火)予定

③ 時間配分:30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

④ 実施方法

- ・ 資料はプレゼンテーション開始前に当市で配布します。
- ・ 資料の追加は認めません。
- ・ プレゼンテーションは、提出資料をもとに行うこと。
- ・ 説明にあたっては、パソコン等端末及びプロジェクター(パワーポイント等)の使用を認める。
その場合、必要な機材は提案事業者が用意すること。なお、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル(HDMI、D-sub)は当市で準備する。
- ・ プレゼンテーション終了5分前、質疑終了5分前にその旨を告知する。
- ・ プレゼンテーションは非公開で行う。

⑤ 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来所できない場合は事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類を書面の提出により、実施時間を変更します。

9. 受託候補者の決定

- (1) 審査終了後、1次審査と2次審査の得点の合計を評価点として決定し、その結果、最も評価点が高い事業者を優先交渉権者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより受託候補者を決定するものとします。
- (2) 決定した受託候補者と葛城市が協議し、提案資料による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定したうえで、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合、評価点の順位に従い、次の優先交渉権者を決定するものとします。

10. 審査結果の通知

(1) 通知日: 令和6年1月18日(木)予定

(2) 通知方法: 電話にて通知後、書類の郵送にて

11.失格事項

- (1) 資格要件を欠くもの
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 見積額が”3. 見積もり限度額“を超過したもの
- (5) 評価点数が基準点を満たさなかったもの
- (6) その他不正行為を行ったもの

12.参加辞退

参加資格審査書類の提出後にこのプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退する理由を記載した辞退届（様式は任意とする）を遅滞なく提出すること。

13.その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は全て提案事業者が負担すること。
- (2) 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合は契約することがある。

14.連絡先

葛城市教育委員会 学校教育課 担当 濱田

奈良県葛城市長尾85番地 TEL:0745-44-5108 FAX:0745-48-3200